

広情個審第52号

令和元年9月2日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年1月28日付け広施恵第324号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第285号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年1月28日付け広施恵第324号の諮問事案（諮問第285号事案）

平成30年9月2日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月17日付け広施恵第174号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月9日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った公文書部分開示決定文書は一部であり、他にも文書が存在していると思料されるので、法令の規定に従って請求文書をすべて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 平成29年8月10日に住民監査請求書が提出され、監査が実施された結果、監査委員は同年10月6日に実施機関に対して勧告し、意見（以下「本件意見」という。）を付けた。

本件意見には「本件請負契約が全体として最小の経費で最大の効果を挙げることができるよう検討し、今後予定される契約変更において協議するとともに、今後同様な請負工事等の設計に当たって、有価物の財産価値を認識した設計とするため、適正な事務処理を示した手引や設計積算基準の整備等に取り組みたい。」とあり、「今後予定される契約変更において協議する」と記述されているにもかかわらず、開示された文書はそれ以前の平成29年9月4日の電話での問合せのみである。

監査委員は本件意見において、「今後予定される契約変更において協議する」ことを求めている。監査がこのような意見をつけていることは重い。監査の指摘に対して真摯に対応しなければならないのであるから、電話での簡単な問い合わせのみで、監査の「意見」に対処している

はずはない。協議は何度かにわたり、文書でのやり取りがあり、最終的にしかるべき者の名前の入った協議の結論が記された文書が存在していると考えるのが自然である。しかも、監査結果が発表された10月6日以降に本格的な協議が行われているはずである。そのような協議をしたが、最終的に元受業者の同意を得ることができなかったとして、監査委員に対して広島市長が結果通知をしたものと解される。

契約変更協議においては、文書で変更箇所を明示して協議し、それを双方合意して契約変更が成り立つのだから、変更契約においては必ず文書が存在している。

イ 平成29年12月22日に実施機関は広島市監査委員あてに「広島市職員に関する措置請求に係る監査の結果（勧告）及び意見に基づいて講じた措置等について（通知）」という標題の措置状況の報告（以下「本件報告」という。）を行ったが、本件報告には「請負契約の成立の日に遡って契約内容の見直しを行うことが可能かどうか特定企業体と協議を行った。」と記載されていることから、この協議文書が存在していることは明らかであるが、開示されていない。

また、本件報告には「特定企業体の同意を得られない。」と記載されていることから、特定企業体が同意しないという内容の、広島市と特定企業体との正式な協議文書が存在していることも明らかである。数千万円に及ぶ変更契約についての協議であるから、協議文書を作成しておかなければ、広島市長から監査委員に正式な措置報告ができないはずである。

ウ 開示された文書は、電話での単なる問い合わせのメモであって、協議書ではない。

しかもその電話は、監査委員が監査結果を公表した10月6日より1か月以上も前の9月4日に担当職員が行ったものである。

8月10日に住民監査請求が提出され、8月30日に監査委員は受理することを決定し、9月13日に監査請求人への口頭陳述が実施されたことから、9月4日はまだ監査事務局内で事実関係の確認や監査委員会提出のための資料作成が行われている最中であって、「今後予定される契約変更において協議する」ことが監査委員会議で決定される前のことである。

したがってこの電話メモは「今後予定される契約変更において協議する」ことに対応した文書ではない。

エ 開示された電話メモは「鉄のスクラップと同様の扱いとして、対象金額を広島市に相殺の形で返却できないか。」という質問で、特定企業体は「対応できない」と述べている。なぜ対応できないのか記載されていない。

これは単なる最初の問い合わせであって、正式協議ではないし、形式も簡単なメモであり、双方の主張や同意できない理由は記載されていない。

さらに言えば、広島市は「本件請負契約の成立の日に遡って契約内容の見直しを行うことが可能かどうか特定企業体と協議を行った」ことのみ監査委員に報告しているが、「契約成立の日に遡って契約内容の見直しを行う」という大上段に構えたやり方をしなくても、現行契約のままで「産廃として処分しなかったものについては、処分費が必要でなかったので減額変更する。」「市場売却して得た売却益は、もともと税金で取得した市の財産(木材)の売却であったので返却する。」

という単純な考えもできたはずであるから、両者がそのような協議も行ったであろうことは想像に難くない。

民間企業でも、善良な企業なら、ごみとして回収したものの中に高価な宝石が混じっていたら、その宝石を持ち主に返すではないか。一般常識に照らして法外な利益を得ることが正当な行為ではないと考える風土が一般社会にあることもまた事実である。

その上、これは民々の契約ではなく、税金を原資とした公共工事の契約である。善管注意義務に照らしても、公共団体と企業の社会的責任や社会貢献の面から考えても、十分な協議が行われているはずである。

オ 社会を騒がせている森友学園問題では、学校法人森友学園が「瑞穂の國記念小学院」の設置認可と国有財産払い下げに関して、存在していないとされていた文書が調査の結果、存在していたり、改ざんされていたことが明らかになっている。このような、実施機関が「ない」と主張していた文書が、調査の結果「あった」という事例は枚挙にいとまがない。

カ 監査委員が求めた「今後予定される変更契約において協議する」ことに対応した協議が行われたこと、契約変更は文書によって行われることから、広島市と元請業者である特定企業体との協議に係る文書が存在することは自明であると考えことから、開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、該当する1文書について部分開示決定を行っている。
- (2) 請求人は「部分開示決定文書は一部であり他にも文書が存在していると思料される。」と主張しているが、実施機関と特定企業体との間で締結した恵下埋立地（仮称）建設工事請負契約（以下「本件契約」という。）どおり再資源化施設に搬入された伐採木については、電話での協議しかしていないことから、対象公文書は部分開示した1文書しか存在しない。
- (3) また、本件契約について、監査の指摘を踏まえて、支払金額から、建設工事現場から再資源化施設を通さずに木材市場に直接搬入された伐採木に係る運搬費や処分費相当額を減額する内容の変更契約を行っており、当該伐採木に係る運搬費や処分費の協議の資料（以下「直接搬入伐採木協議資料」という。）は存在するが、本件開示請求は、再資源化施設に搬出された伐採木の転売に係る運搬費及び処分費の扱いについての協議に係る一切の文書の開示を求めるものであることから、当該資料は、本件開示請求の対象外と判断した。
- (4) なお、前記(2)のとおり、対象公文書は部分開示した1文書しか存在しないが、このことについて次のとおり補足する。

職員が市長から与えられた専決権に基づき、その職務権限に属する事務の管理執行について意思決定する際は、「広島市職務権限規程」（昭和42年広島市訓令第13号）に従って決裁を行うが、内部協議の結果報告などの意思決定を必要としない文書については、どのような場合にこれ

らの文書を作成するとの規定はないことから、各所属の判断で必要に応じて作成している。

恵下埋立地建設事務所では、恵下埋立地（仮称）建設工事を始め、関連する道路工事や下水道工事等の各工事や、埋立地建設に伴う地元対策事業など数多くの事務を所掌しており、それぞれの事務においても、広範多岐にわたる内容を抱えていることから、その全ての案件1件1件ごとに、漏れなく事務記録等を作成することは実務上できないため、上司の指示や各職員の判断で、重要度や必要性を考慮して、必要な範囲内で事務記録等を作成している。

本件については、既に提出されていた広島市職員措置請求書に係るものであり、将来に備えて事務記録を残す必要があると判断し、部分開示した1文書のみを作成した。また、本件契約どおり再資源化施設に搬入された伐採木についてそれ以上協議する必要はなかったことから、その後は協議は行っていない。このため、それ以外の文書は作成しなかった。

- (5) 以上のことから、本件請求に係る本市と元請業者との協議文書は、部分開示した1文書のみであり、他には存在しないため、当該文書の部分開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件文書の内容及び作成時期について

請求人は、平成29年9月4日付の協議メモ（以下「本件文書」という。）は電話での単なる問い合わせのメモであり、また、本件意見よりも前に作成されていることから、本件文書は本件意見の「今後予定される契約変更において協議する」ことに対応した文書ではないと主張するが、電話での協議も協議に含まれること、また、平成29年8月10日に広島市職員措置請求書が提出された後、広島市監査委員が実施機関に対して監査を行う中で、実施機関が同監査の内容を踏まえて自主的に関係者と協議を行うことは不自然とは言えないことから、実施機関が本件文書を対象公文書としたことに問題はない。

(2) 本件文書以外の文書について

ア 請求人は、本件文書以外にも文書は存在すると主張するが、実施機関は数多くの事務を所掌しており、それぞれの事務においても広範多岐にわたる内容を抱えている中で、必要な範囲内で事務記録等を作成していること、再資源化施設に搬出された伐採木の転売は、本件契約に従って行われるものであることから、実施機関がこのことについて特定企業体と電話で協議しかしていないことに不自然な点はなく、また、改めて協議を行う必要があったとは認められないことから、対象公文書は部分開示した1文書しか存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

イ また、実施機関は、本件開示請求の内容から、直接搬入伐採木協議資料は対象としなかったと主張する。

このことについて、口頭意見陳述において、請求人に本件開示請求で開示を求める公文書の範囲を確認したところ、知りたかったのは再資源化施設に運ばれた伐採木についての協議に関することであり、契約に違反して直接、木材市場に運ばれた伐採木についての協議に関することではないとの発言があったことから、実施機関が本件開示請求に対して対象公文書を特定するに当たり、直接搬入伐採木協議資料を対象としなかったことに不当な点があったとは言えない。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示決定としたことは妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 ・ 1 ・ 2 8	広施恵第 3 2 4 号の諮問を受理 (諮問第 2 8 5 号で受理)
H 3 1 ・ 4 ・ 2 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 5 ・ 3 0 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 6 ・ 2 7 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 7 ・ 2 5 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 8 . 2 2 (第 5 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授